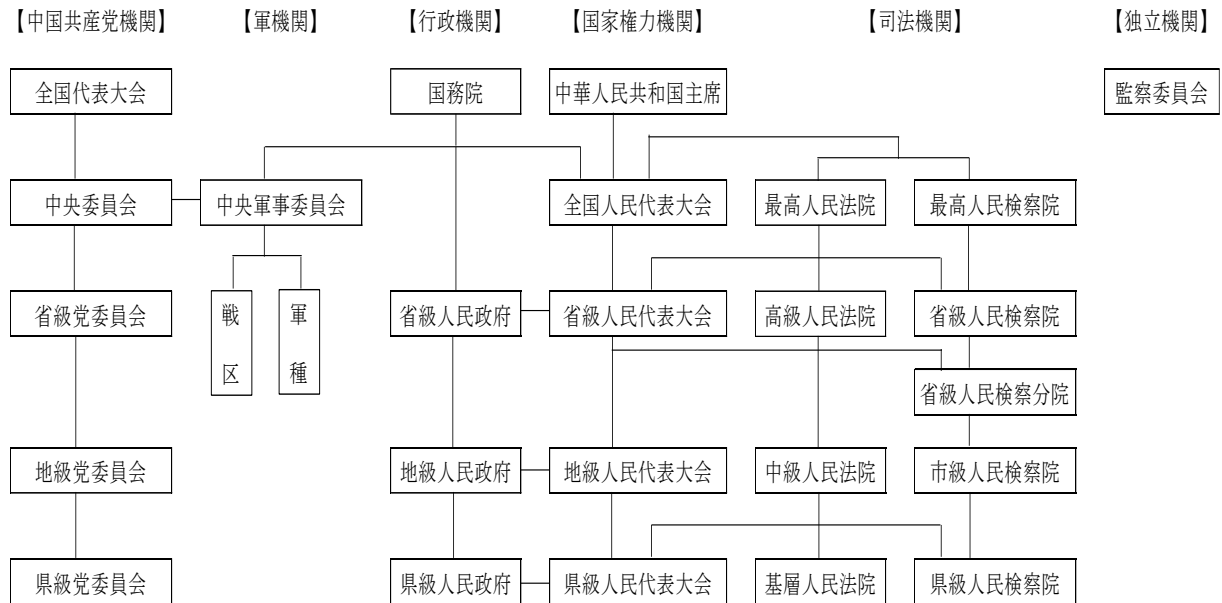


## 第1章 国家の政治・行政機構

国家の政治・行政機構は、全国人民代表大会、国家主席、国務院、監察委員会、人民法院（裁判所）、人民検察院及び中央軍事委員会等から構成されている（中華人民共和國憲法（以下「憲法」という。）第3章）。

図表1-1 国家の政治・行政機構



(出所) 『中国経済データハンドブック2023年版』10頁をもとに作成。

各機構の概要は次のとおりである。

- 全国人民代表大会…国の最高の国家権力機関（憲法第57条）。
- 国家主席…全国人民代表大会によって選出される国家元首（憲法第79条）。
- 国務院…全国人民代表大会の行政執行機関。日本の内閣に相当する。

以下では、全国人民代表大会、国家主席、国務院、中国共産党について紹介する。

## 1 全国人民代表大会及び同常務委員会

### (1) 全国人民代表大会

国権は全て人民に属し、その人民が国権を行使する機関が全国人民代表大会（以下「全人代」という。）及び地方各級人民代表大会である（憲法第2条）。全人代は、国家の立法権を行使する最高の国家権力機関である（憲法第57条、第58条）。

全人代は、省、自治区、直轄市、特別行政区及び人民解放軍が選出する代表によって構成され、その任期は5年である（憲法第59条第1項、第60条第1項）。適当な定数の帰国華僑代表を有しなければならない（中華人民共和国全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法（以下「選挙法」という。）第7条第2項）。代表の定数は3,000人を超えてはならない（選挙法第16条第2項）。

大会は、全人代常務委員会の招集により、毎年1回開催され（憲法第61条）、慣習的に毎年3月頃に開催される。

全人代の職権は次のとおり（憲法第62条）。

- ア 憲法の改正、憲法実施の監督
- イ 刑事、民事、国家機構その他に関する基本的法律の制定、改正
- ウ 国家主席、副主席の選出
- エ 国務院総理の選定（国家主席の指名に基づく）
- オ 国務院副総理、国務委員、各部部長、各委員会主任、会計検査長、秘書長の選定（国務院総理の指名に基づく）
- カ 中央軍事委員会主席の選出及び中央軍事委員会主席の指名に基づき、中央軍事委員会のその他の構成人員の選定
- キ 国家監察委員会主任の選出
- ク 最高人民法院院長及び最高人民検察院検察長の選出
- ケ 国民経済、社会発展計画、計画執行状況、国家予算、予算執行状況の審査・承認
- コ 全人代常務委員会の不適当な決定の改正及び取消し
- サ 省・自治区及び直轄市の設置の承認
- シ 特別行政区の設立及びその制度の決定
- ス 戦争と平和の問題の決定
- セ 最高国家権力機関が行使すべきその他の職権

憲法改正は、全人代常務委員会又は5分の1以上の全人代代表が提議し、かつ、全人代の全代表の3分の2以上の賛成が得られた場合に採択される（憲法第64条第1項）。

なお、現行憲法は、1982年に採択された4つ目の憲法である。それ以前には、中国初めての1954年憲法、75年憲法及び78年憲法が存在していた。現行憲法は、82年の採択以降、88年、93年、99年、2004年及び18年に改正されている。

## (2) 全人代常務委員会

全人代の常設機関として、全人代常務委員会が設置されている（憲法第57条）。常務委員会は、全人代の閉幕期間中に全人代に代わって権力を行使し、全人代に対して責任を負い、活動を報告する（憲法第69条）。

常務委員会は、委員長、副委員長、秘書長、委員により構成され（憲法第65条第1項）、任期は5年、委員長及び副委員長は2期を超えて連続して就任してはならない（憲法第66条）。また、常務委員会の構成員は、国家行政機関、監察機関、裁判機関及び検察機関の職務に従事してはならない（憲法第65条第4項）。

常務委員会の活動は、常務委員会委員長により主宰され、常務委員会会議は、常務委員会委員長により召集される（憲法第68条第1項）。また、委員長、副委員長、秘書長によって構成される委員長会議において、常務委員会の重要な日常事務が処理される（憲法第68条第2項）。

常務委員会の職権は次のとおり（憲法第67条）。

- ア 憲法の解釈、憲法実施の監督
- イ 全人代が制定すべき法律以外の法律の制定及び改正
- ウ 全人代の閉会期間において、全国人民代表大会が制定した法律の部分的な補充及び改正
- エ 法律の解釈
- オ 全人代の閉会期間において、国民経済・社会発展計画及び国家予算について、その執行過程で作成しなければならない部分的調整案の審査及び承認
- カ 国務院、中央軍事委員会、国家監察委員会、最高人民法院、最高人民検察院の活動の監督
- キ 国務院の制定した行政法規、決定及び命令のうち、憲法及び法律に抵触するものを取消すこと
- ク 省、自治区、直轄市が制定した地方性法規<sup>1</sup>及び決議のうち、憲法、法律及び行政法規に抵触するものを取消すこと
- ケ 全人代の閉会期間において、国務院総理の指名に基づく部長、委員会主任、会計検査長及び秘書長の選定
- コ 全人代の閉会期間において、中央軍事委員会主席の指名に基づく、中央軍事委員会の主席以外の構成員の選定

---

<sup>1</sup> 地方性法規とは、中国の法的規範の一つ。省、自治区、直轄市の人民代表大会及びその常務委員会は、その行政区域内の状況と需要に基づき、憲法や法律等に抵触しない範囲で、（当該区域に適用される）地方性法規を制定できる（立法法第80条）。

- サ 国家監察委員会主任の要請に基づく、国家監察委員会の副主任及び委員の任免
- シ 最高人民法院院長の要請に基づく、最高人民法院の副院長、裁判官及び裁判委員会委員並びに軍事法院院長の任免
- ス 最高人民検察院検察長の要請に基づく、最高人民検察院の副検察長、検察官、検察委員会委員及び軍事検察院検察長の任免、並びに省、自治区及び直轄市の人民検察院検察長の任免の承認
- セ 外国に駐在する全権代表の任免
- ソ 外国と締結した条約及び重要な協定の批准及び廃棄
- タ 軍人及び外交官の職級制度、その他の専門的職級制度の決定
- チ 国の勲章及び荣誉称号の規定及びその授与の決定
- ツ 特赦の決定
- テ 全国人民代表大会の閉会期間において、国が武力侵犯を受け、又は国際間で侵略を共同防止する条約を必ず履行すべき状況に遭遇した場合に、戦争状態の宣言を決定
- ト 全国的総動員又は局部的動員を決定
- ナ 全国又は省、自治区若しくは直轄市が緊急状態に入った旨を決定
- ニ 全国人民代表大会が授与するその他の職権

## 2 国家主席

国家主席は、全人代によって選出される。その被選挙権は選挙権及び被選挙権を有する満45歳以上の中華人民共和国公民である。任期は5年。

国家主席の職権は次のとおり（憲法第80条、第81条）。このうち、ア～オは、全人代及び同常務委員会の決定に基づき、カ・キは、同常務委員会の決定に基づき行う。クは、中華人民共和国を代表して行われる。

- ア 法律の公布
- イ 国務院の総理、副総理、国務委員、各部部長、各委員会主任、会計検査長及び秘書長の任免
- ウ 国家の勲章及び荣誉称号の授与
- エ 特赦令、戒厳令の発布
- オ 非常事態及び戦争状態の宣言、動員令の発布
- カ 外国に駐在する全権代表の派遣、召還
- キ 外国と締結した条約及び重要な協定の批准、廃棄
- ク 国事活動の実施、外国使節の接受

## 3 国務院

国務院、すなわち中央人民政府は、全人代の執行機関、最高の国家行政機関であり（憲法第85条）、日本の内閣に相当するものである。国務院は、総理、副総理、国務委員、各部部長、各委員会主任、会計検査長、秘書長らによって構成される（憲法第86条）。任期は5年で、2期を超えて連続して就任することはできない（憲法第87条）。総理は、国家主席の指名に基づき全人代で選出され、国家主席により任免される（憲法第62条第1項第5号、第80条）。

国務院では、総理責任制が実施され、総理は国務院の活動を指導するとともに、国務院を代表して全人代に対して責任を負い、かつ活動を報告し、また全人代の閉会期間においては、常務委員会に対して責任を負い、かつ活動を報告する（憲法第86条第2項、第92条）。

国務院の職権は次のとおり（憲法第89条）。

- ア 憲法及び法律に基づき、行政上の措置を定め、行政法規を制定し、並びに決定及び命令を発布すること
- イ 全人代又はその常務委員会に議案を提出すること
- ウ 各部及び各委員会の任務及び職責を定め、その活動を統一的に指導し、かつ、各部及び各委員会に属しない全国的行政業務を指導すること
- エ 全国の地方各級国家行政機関の業務を統一的に指導し、中央並びに省、自治区及び直轄市の国家行政機関の職権の具体的区分を定めること
- オ 国民経済・社会発展計画及び国家予算を編成し、執行すること

- カ 経済業務並びに都市・農村建設及び生態文明建設を指導し、管理すること
- キ 教育、科学、文化、衛生、体育、計画出産、民政、公安、司法行政等の行政活動を指導し、管理すること
- ク 対外事務を管理し、外国と条約及び協定を締結すること
- ケ 国防建設事業を指導し、管理すること
- コ 民族事務を指導及び管理し、少数民族の平等の権利及び民族自治地方の自治権を保障すること
- サ 華僑の正当な権利及び利益を保護し、帰国華僑及び国内に居住する華僑家族の権利及び利益を保護すること
- シ 各部及び各委員会の発布した不適当な命令、指示及び規則を改正し、又は取消すこと
- ス 地方各級国家行政機関の不適当な決定及び命令を改正し、又は取消すこと
- セ 省、自治区及び直轄市の区域区分を承認し、自治州、県、自治県及び市の設置及び区域区分を承認すること
- ソ 法律の定めにより、省、自治区又は直轄市の範囲内の一部地区が緊急状態に入った旨を決定すること
- タ 行政機構の編制を審議・決定し、法律の定めるところにより、行政職員の任免、研修、考課及び賞罰を行うこと

#### 4 中国共産党

中国共産党は、中国の執政党であり、中華人民共和国憲法前文と第1条にも「中国は共産党が指導する」旨明記されている。2022年末時点で党員は9804.1万人で、全人口の約6.9%を占めている。

党の中央組織は、総書記以下、中央委員会、中央政治局、中央政治局常務委員会、中央書記処、中央紀律検査委員会及び中央軍事委員会から構成される。中央委員会は、中央委員と中央候補委員によって構成され、中央政治局委員、中央政治局常務委員会委員、中央委員会総書記及び中央軍事委員会委員を選出する。中央委員会及び中央紀律検査委員会構成員は、共産党全国代表大会において選出される。また、中央政治局常務委員会は、中央政治局の事務機構である中央書記処を指名し、中央委員会で採択する。

共産党全国代表大会は、原則として5年に1回開催され、今後5年間の路線・方針の決定をはじめ重要問題を討議するほか、党規約の改正、中央委員会報告の審査、中央委員の選出などを行う。

また、全国代表大会の閉会中は、中央委員会が代わって決議を執行し、ほぼ1年に1回中央委員会総会が開催され、重要な方針・政策が決定される。